

「和牛日本一鹿児島」プロモーション事業業務委託企画提案実施要領

1 業務目的

本県は、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会で「和牛日本一」の栄冠に輝いた鹿児島黒牛をはじめ、かごしま黒豚や黒さつま鶏等の畜産物、さつまいもやそらまめ等の農産物、ブリ、カンパチ、ウナギ等の水産物、黒酢や本格焼酎など、一流の食材及び県産品を多数有している。鹿児島県産和牛をメインとし、これらの食材を活用したレストランフェアを首都圏の有名シェフにより開催し、これらの県産品の認知度向上、高付加価値化を図り、継続的な取引や販路拡大に繋げる。

2 業務委託の内容

「和牛日本一鹿児島」プロモーション事業業務委託仕様書（案）による。

3 事業費

3,800千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体、観光プロモーション団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者
- (4) 県との業務打ち合わせ（随時実施）に、必ず出席（対面会議又はWEB会議）できること。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年8月27日（火） |
| (2) 参加申込書提出期限 | 9月6日（金）午後5時 |
| (3) 企画提案の質問受付期限 | 9月11日（水）午後5時 |
| ※回答は9月13日（金）までに、県ホームページに掲載します。 | |
| (4) 企画提案書提出期限 | 9月19日（木）午後5時 |
| (5) 選考結果通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書

別添「参加申込書」(様式1)を電子メールで9月6日(金)午後5時まで
に提出すること。(電子メールの件名にその旨を記載すること。電話による
到達確認を行うこと。)

イ 企画提案書

別添「企画提案書」(様式2)に、別添仕様書の内容に即した下記の事項を
具体的に記載した企画書(様式は任意)を添付して提出すること。

(ア) 企画案

下記の内容を示すこと。

- a 産地視察の開催に関する提案
- b レストランフェアの開催に関する提案
- c 鹿児島県産農畜産物やレストランフェアの周知活動に関する提案
- d その他、当事業の目的を達成するための効果的な提案

(イ) 事業実施スケジュール

(ロ) 委託業務の遂行に係る実施体制

(ハ) 類似業務実績

(ニ) その他、当事業で特記すべき事項

ウ 参考見積書(任意様式)

(ア) 別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

(イ) 提案に当たっては、3,800千円(消費税及び地方消費税を含む。)を
上限として積算すること。

(ロ) 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案し
た応募者に改めて依頼する。

エ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に搭
載されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」(様式3)
を提出すること。

オ 法人の概要書(任意様式)

代表者、所在地、事業内容、役員及び連絡先等を記載すること。

カ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は、1社につき1案に限る。

イ 提案された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

ウ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。

エ 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とすること。

オ 必要により、追加資料の提出の要請やヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 提出部数

上記(1)ア, エ : 各1部

上記(2)イ, ウ, オ, カ : 各5部

(4) 提出方法 (上記(1)ア以外)

持参又は郵送とする。

(5) 提出期限 (上記(1)ア以外)

令和6年9月19日(木)午後5時(必着)

7 質問について

本事業に関する質問については、令和6年9月11日(水)午後5時までに、別添「質問書」(様式4)により、電子メールで送信すること。なお、電子メール提出後、電話による到達確認を行うこと。

質問に対しては、質問者に回答を行うとともに、9月13日(金)までに回答を県ホームページに掲載する。

8 審査について

(1) 選定・決定方法

ア 応募のあった提案については、鹿児島県販路拡大・輸出促進課に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

イ 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すと同時に、選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上契約する。

ウ 応募が1事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。

エ プレゼンテーション等は、原則実施しないこととする。

(2) 審査・選考基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

- ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、本事業のコンセプト等に合致した企画提案になっているか。
- イ 実施スケジュールは実現可能か。
- ウ 見積内容等は適当か。
- エ 業務実績は十分か。

9 その他特記事項

- (1) 提出された提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めないものとする。
- (2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続きを進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

10 提出先・問合せ先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島県商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 市場企画係
担 当：柳田
電 話：099-286-3048
F A X：099-286-5581
M A I L：shijo@pref.kagoshima.lg.jp